

令和 6 年 3 月 1 4 日

居合道委員会の見解

令和 6 年 3 月 5 日に、奈良県生駒市の県立高校で剣道部顧問が「居合道」の体験練習を行っていたところ、男子生徒が真剣の刃先で深さ約 3 センチの傷を負った事故が発生しました。

事故に遭われた被害者の高校生の方に対し、心からお見舞いを申し上げます。また、この度の事故により、負傷者が出たことに大変に遺憾に思います。

居合道は、古来より伝わる日本刀によりその深い精神性ならびに剣理を修行すべく、刀の操法、体の運用、心の働きを学ぶ武道です。真剣はその本性（ほんせい）から切れ味鋭く危険を伴うため、初心者・初級者は刃のついていない模擬刀あるいは木刀を使用し、刀の操法に習熟して初めて真剣を扱う、というように段階を踏むのが指導上・稽古上の常道です。初心者は、まず自分自身ならびに他人を傷つけない安全な刀法・操法を学ぶことから稽古を始めます。居合道人にとって怪我をしない、させないことは根本的なものの考え方であります。従って、今回の様に初心者である生徒に指導を行う場合は、特に安全に配慮して指導しなければなりません。

今回の事故を受け、居合道委員会では日本刀（真剣および模擬刀）の取扱方法や、それに対する安全意識を再度徹底する必要があると認識いたしました。日本刀による事故再発防止の観点から、各都道府県剣道連盟を通し注意喚起を行ってまいります。特に学校関係の指導者に対しては安全管理意識を高めるよう切望します。

二度と同様の事故が発生しないよう、各講習会等で安全管理の講義や注意喚起を行い、日本刀の危険性を再認識することで安全意識を活性化させ、事故防止に努めて参ります。

居合道委員会では以下の通り対策を進めて参ります。

今回発生した事故の原因として、下記の要因が考えられます。

1. 生徒に対し真剣を用いて指導したこと
2. 指導法（真剣の扱い方、間合い（距離）の取り方等）が間違っていたこと
3. 教育者である指導者の安全管理意識が低かったこと

下記の項目に沿って指導および注意喚起を行ってまいります。

【再発防止策】

1. 少年指導や教育現場の指導では真剣を用いないこと
2. 学校において日本刀（模擬刀を含む）を用いた指導（実技及び座学）をする場合には、

学校教育ならびに危険防止の観点から具体的な指導内容・計画等を作成、事前に学校に提出し、許可を得ること

3. 指導者は技術指導を行うのみならず、安全管理者としての自覚を持ち事故防止にも努めること

【安全管理に関する注意喚起】

≪全般的な注意事項≫

- 1, 武道場や体育館等施設の温度や湿度、換気などの管理に留意し、健康と安全に配慮した運営を行う
(熱中症やコロナ感染症やインフルエンザ対策等)
- 2, 多人数で稽古を行う場合、刀が触れ合わぬような距離を取り、人数を制限することで安全を確保する
- 3, 発生しやすい怪我や事故について、事例や経験などを挙げて指導を行う
- 4, 稽古時間の配分を考え、体調や顔色等身体的な健康面の変化に注意し、無理な指導や長時間の稽古等にならないよう配慮する
- 5, 段階的な指導や運動能力、技能レベル、体格等に配慮した指導を行う
- 6, 怪我や急病等、緊急時の対応や関係者への連絡先を事前に明確にする

≪日本刀（真剣及び模擬刀）に関する事項≫

- 1, 外装に傷や割れ等の破損、鰐や切羽、茎（なかご）、鯉口の緩み、目釘の折れ、柄ひもの緩みや切れ等がないか常に点検する
- 2, 周囲の人との距離だけでなく、お互いの刀が決して当たらない距離を取り、刀を振る正面に人を置かないようにして安全に配慮する
- 3, 日本刀（真剣及び模擬刀）を持ち運ぶ際には、必ず刀袋（ケース等）に入れて移動し、真剣は登録証を必ず携行する
- 4, 大会・講習会・審査会等に参加する場合は、要項等の場所・日時が明記された書類あるいは写しを携行する

以上